

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和 35 年 8 月 2 日、資格喪失日は 36 年 5 月 20 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

昭和 31 年から 32 年ごろ、A社にアルバイトとして入社した。入社後 1、2 年経過したころ、当時の役員から、厚生年金保険の加入を勧められたことを記憶しているが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚一人は、A社において厚生年金保険の加入記録があるところ、申立人が同社で 2、3 年は勤務していたと供述していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、生年月日は昭和 10 年*月*日で申立人と相違しているが、申立人と同姓同名の男性である「B」が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 35 年 8 月 2 日に取得し、36 年 5 月 20 日に喪失していることが記録されていることが確認できるところ、当該生年月日については、同名簿における同人の一つ前の者の生年月日と同日であることから、社会保険事務所（当時）が誤って同一の生年月日を記載した可能性がうかがえる。

さらに、オンライン記録上の生年月日が昭和 10 年*月*日である「B」の記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同記録と同一の記録のみである

ことが確認できる。

加えて、上記名簿において、昭和 35 年 8 月 2 日に資格を取得している同僚は、当時、パートとして勤務したと供述していることから、同社は、当時、非常勤の社員について、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、同記録は、申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

なお、昭和 35 年 8 月 2 日から 36 年 5 月 20 日までの期間における標準報酬月額については、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録から、9,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 2 日までの期間については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が同期間に厚生年金保険に加入している記録は見当たらず、同名簿の整理番号に欠番は無い。

また、A 社は、申立人の申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、申立人も申立期間当時の給与明細書等を所持していないため、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 2 日までの期間において、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所(現在は、B事業所)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和48年5月16日)及び資格取得日(昭和50年11月4日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和48年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から同年12月までは4万5,000円、49年1月から同年6月までは5万2,000円、同年7月から同年11月までは6万円、同年12月から50年10月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月16日から50年11月4日まで

C事業所を昭和46年に退職した後、47年10月からD市内のA事業所に勤務した。同事業所で、E業務全般の仕事に従事した。高齢になり遠距離通勤が大変だったことから昭和57年に退職を願い出たが、後継者指導のため週に3日(後に1日)勤務となった。途中で退職しておらず、申立期間も厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険の届出等に係る問い合わせに対するB事業所からの回答及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、同事業所で社会保険関係の事務を担当していた前事業主の妻は、「申立人は、病気による長期休暇及び他の事業所への出向等も無く、間違いなく当事業所で正職員として継続して勤務しており、厚生年金保険料は申立人の給与から控除していた。また、申立人の厚生年金保険料については、

他の職員分と合わせて社会保険事務所(当時)に納付したと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の標準報酬月額及び申立期間においてA事業所に継続して勤務していた同僚の標準報酬月額の推移から、昭和48年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から同年12月までは4万5,000円、49年1月から同年6月までは5万2,000円、同年7月から同年11月までは6万円、同年12月から50年10月までは7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月から50年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。